

審議会等の議事の要旨（要点）

会議名称	第5回生涯学習推進審議会
開催日時	平成26年7月22日（火曜日） 午後6時5分～午後8時30分
開催場所	立川市女性総合センター・アイム 第1会議室
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 生涯学習推進審議会会長挨拶 3 確認事項 <ol style="list-style-type: none"> ①配布資料について 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)議事録の確認について (2)生涯学習施策の課題解決への方向性について (3)その他
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 立川市生涯学習推進審議会会議録 2. 骨子案 3. 諮問事項「立川市における生涯学習の振興方策について」 4. 障害者の権利に関する条約について 5. 重点施策（眞壁委員宿題差替分）
出席者	<p>[委員] 朝岡幸彦会長、長屋昭副会長、榎本弘行委員、佐藤良子委員、眞壁繁樹委員、難波敦子委員、枝村珠衣委員、楯崎茂彌委員、竹内英子委員、加藤良重委員、宮本直樹委員</p> <p>[事務局] 生涯学習推進センター長 浅見孝男、管理係長 杉浦丘美、北岡聡美</p>
欠席者	[委員] 伊藤暢子委員
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議結果	<p>(1) 議事録の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録を承認する。 <p>(2) 生涯学習施策の課題解決への方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日は答申の構成について議論し、後日正副会長と事務局とで文章化をしたうえで、次回会議で細かな文言修正を行う。 <p><第1章 生涯学習社会の実現に向けて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3段落目5行目「学社融合」につき、何らかの形で補足説明を行う。 <p><第2章 重点施策></p> <p>①「1 重点施策の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の文章が決まってから作成する。

② 「2 たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進」

- ・ 具体化の方策について、語尾をそれぞれ(1)「協働を促進」を「協働を促進する」、(2)「取組み」を「取組みを行う」、(3)「広報を模索」を「広報を模索する」とする。
- ・ (1)一部修正し、「たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びに関わる機関や組織の連携・調整を図り、円滑な協働を促進する」とする。
- ・ (4)一部修正し、「いつでも、どこでも、誰もが必要な情報を解りやすく入手できるような、より良い広報を模索する」とする。

③ 「3 地域拠点としての地域学習館での学びの推進」

- ・ 施策の目的と取り組みの概要について、1行目「地域学習館は、行政職員配置の特性を生かし」を「地域学習館は、社会教育主事有資格者を配置し」とする。
- ・ 具体化の方策について、「連携」「協働」を「連携の強化」「協働の推進」とする。

④ 「4 市民の“学び”(自己教育と相互教育)の力をまちづくりに活かす仕組みづくり」

- ・ 3段落目2行目「能動的・活動的な市民」を「主体的・能動的な市民」に修正する。

⑤ 「5 計画で掲げる施策目標と重点施策」

1)いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備＝たちかわ市民交流大学の発展・充実

- ・ 「地縁・学縁」について、「」をつけて標記する。
- ・ 「学縁」という言葉について、何らかの形で補足説明を行う。なお、説明文については宮本委員の宿題とする。
- ・ 「障害」を「障がい」に修正する。

2)市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供＝多様な媒体の活用による学びの裾野の拡大

- ・ 「障害」を「障がい」に修正する。

3)「引き出し、結び、まとめる力」を持った職員へ＝社会教育主事・生涯学習コーディネーター・エリアマネージャーの育成

- ・ サブタイトルを「社会教育主事の発令及び地域コーディネーターとしての有資格者の配置」とする。
- ・ 本文2～4段落目を残して、そこに加筆する。
- ・ 2段落目「生涯学習社会を実現するためには」を「市民の『共学・協働』のまちづくりを実現するためには」とする。
- ・ 「専門的知識を持った職員の育成・確保に計画的に取り組んでいくべきです」を「専門的知識を持った職員の育成・確保に計画的に取り組んでいく社会教育主事の発令が必要です」とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3段落目「地域コーディネーターは」を「地域コーディネーターとしての職員は」に修正する。 ・ 「実施の支援を行います」を「実施の支援を行うことが求められています」とする。 ・ 社会教育主事の発令と地域学習館における有資格者の配置の要求、生涯学習においてもコーディネーター能力が不可欠であり学習館職員は地域コーディネーターであることに言及する。 <p>4)地域人材の育成と循環＝地域人材の把握育成・ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文体を「ですます調」に統一する。 ・ 市民リーダーの役割について「地域教育リーダー」とし、地域の生活課題や様々な実践を、学校や学習館を拠点として推進することとし、こうした人材を発掘し、活用していくべきである。 ・ 地域人材について、講師として話題を提供する人と、講師になりえる人材を積極的に発掘して学習を企画運営するような人の二通り考えられる。前者は市民リーダー、後者はたちかわ市民交流大学の市民推進員や職員が担うべきであり、これらの人材の発掘。育成は重要である。 ・ 市民リーダーを中心とした講師に積極的に活動してもらうこと、市民推進委員会のように市民の立場から学習をコーディネートしていく主体を積極的に育てていく。 <p>5)地域の学習施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論点として、3つ考えられる。ひとつ目は、施設の利用に際し、市民一人ひとりの状況に応じた丁寧な対応への改善が必要である。二つ目は、学習施設の利用については、誰も排除してはならず、すべての市民の学習ニーズに対して開かれた施設でなければならない。三つ目は、地域学習館と学習等供用施設のみならず、多様な地域の施設を学習施設として活用することである。 <p>(3) その他</p> <p>今回は 10月6日(月)午後7時より、女性総合センター・AIM 5階、第2学習室にて行う。</p>
担当	<p>教育部生涯学習推進センター管理係 電話 042-527-5757</p>